

第六節 近世中期の海運と浦船

1 菱垣廻船・樽廻船と積荷協定

江戸十組問屋の 近世前期に上方・江戸間の海上輸送が頻繁化してくるにつれて、船頭・水主が輸送中

成立と菱垣廻船 に積荷をかすめたり、故意に船を沈没させて荷物を抜き取ったり、また難船の際廻船問屋が残り荷物の入札を行って処理するときにごまかしたりするなど、不正行為が横行した。その結果、荷主側の被る損害も大きかった。それというのも、荷主である江戸の問屋は廻船問屋に個別に交渉して、積荷を依頼するだけであり、その結果積荷の集荷から廻船の調達・仕建業務、さらに廻船の難船処理にいたるまで、すべての権限が一切この廻船問屋に任ざれていたためである。

そこで、廻船問屋をはじめ船頭・水主の不正や弊風を一掃するために、荷主たる江戸問屋商人であった大坂屋伊兵衛が中心となって、元禄七年（一六九四）に江戸十組問屋を結成した。十組問屋とは塗物店組・内店組・通町組・表店組・薬種店組・河岸組・綿店組・紙店組・釘店組・酒店組の一〇組の問屋仲間からなっていた。主として江戸の日本橋辺・本町筋・通町筋に店を構え、各店の取扱い商品は、上方から海上輸送され

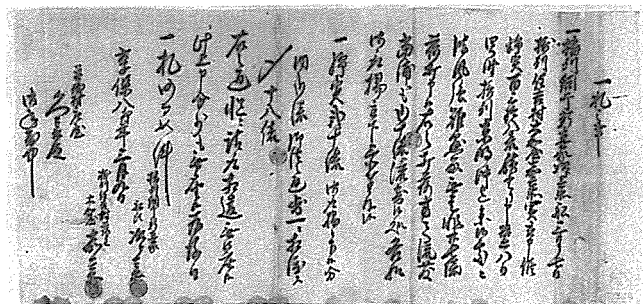


写真 91 船頭次郎兵衛難船置手形 (部分)

てくる主要な下り商品、つまり綿花・線綿・油・酒・紙・銅・鉄・畳表・蕨・薬種・塗物・小間物などであった。

この十組問屋仲間では各組に行司(世話人)をおき、この行司が交代で大行司を勤めた。この大行司の監督のもとに、難船の場合には仲間の代表を派遣して海難調査を行い、難船荷物の処理には共同海損(損害を荷主と船主とが共同で負担する)の原則を確立していった。また十組問屋全体には四人の極印元を定め、その極印元のもとで新造菱垣廻船の船名を確認したり、船足(積載量の制限を示す喫水線)や船具に検査すみの極印を打ち、また廻船が江戸へ入津してきたときには、この極印を点検し、海難処理の際には分散勘定の処理などにあたった。

こうして江戸十組問屋が特に海上輸送と廻船に関心をもつにいたった背景は、それまで江戸問屋のなかで主流を占めていた荷受問屋(生産地の荷主と注文主との間を仲介し、その仲介料として口銭を受け取る問屋)に替わって、新たに仕入れ問屋(自己資本と裁量で商品を生産地で仕入れ、仲買・小売へ売りさばく問屋)が勢力を得るようになってきたという。元禄期江戸商法の転換期に当たっていたことである。この十組問屋もほとんどが仕入れ問屋であって、自己資本で買入れた商品が、船頭・水主の不正や廻船問屋の横暴によって、輸送途上の損害をもちに負わされないように、仲間として極印元の点

検を実施し、難船調査を行うなど自らその防衛手段をとったのである。また一方で、廻船の新造や修復にも力を注いで事故の防止に努めるとともに、積極的に廻船の調達確保にも援助を与えた。この十組問屋仕建の廻船が菱垣廻船であり、その意味で十組問屋結成による江戸問屋連合とは、海上輸送の円滑化をはかるための手段であったということができるのである。

享保期における商品輸送 一八世紀には上方・江戸間の商品流通、商品輸送が頻発してくるとともに、両地間を往來する廻船の活動も活発化していった。とくに大坂が全国的集散市場としての地位を確立

した享保期には、北は松前から、南は薩摩・琉球にいたるまで、大坂の市場圏は広がっていた。なかでも近畿以西からは木綿・練綿・古手・畳表など、加工度の高い商品類が含まれており、海産物や薪炭・鉱産物は多く西南諸国から出荷されていた。こうしていったん大坂に集まった商品のかかなりの部分が再び江戸へ移出されていったのである。

享保九年（一七二四）から同十五年まで、大坂より江戸に積み送られた商品数量を表示したのが、表88である。これは享保改革の過程で、幕府が江戸における物価統制のために一一品の生活必需品の入津高を調査したもので、一一品のうち練綿・木綿・油・酒・醬油の五品は七カ年を通じて大量に大坂から積み送られており、米・炭・魚油・塩の四品は、年によって激しい差があり、薪・味噌はまったく大坂からは入津していないことがわかる。

さらにこれら大坂からの入津高が、江戸総入津高のなかで占める割合を示したのが、表89である。まず大坂よりの入津高が多いのは、練綿・油・醬油の三品で、ついで木綿・酒の順となっている。練綿については

第六節 近世中期の海運と浦船

表 88 大坂より江戸への商品別入津高

| 年 代 | 繰綿 | 木綿 | 油 | 酒 | 醬油 | 米 | 炭 | 魚油 | 塩 |
|------------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|-------|-----|-------|
| 享保 9(1724) | 103,530 | 10,471 | 73,651 | 265,395 | 112,196 | 13,278 | 251 | 296 | 6,780 |
| 10 | 69,012 | 8,180 | 62,802 | 236,066 | 136,247 | 450 | 30 | 22 | — |
| 11 | 98,119 | 12,171 | 69,172 | 177,687 | 101,457 | 3 | 764 | — | 248 |
| 12 | 134,381 | 20,179 | 49,744 | 211,443 | 131,817 | 3,870 | 1,053 | 77 | 400 |
| 13 | 78,696 | 13,926 | 57,301 | 189,828 | 158,088 | 37,201 | 565 | — | — |
| 14 | 102,398 | 12,893 | 48,639 | 221,846 | 153,469 | 74,946 | 300 | — | — |
| 15 | 84,025 | 13,947 | 77,022 | 235,997 | 162,411 | 4,780 | 168 | 23 | 2,400 |

(注) 「江戸入津十一品」のうち、薪・味噌については数量の記載がないので省略。
資料: 『大阪市史』1

表 89 享保11年江戸入荷量に占める
大坂よりの割合

| 商 品 | 江戸入津高 (A) | 大坂よりの 入津高(B) | $\frac{B}{A} \times 100$ |
|-----|--------------|-----------------|--------------------------|
| 繰綿 | 82,019 | 98,119 | 119.6% |
| 木綿 | 36,135 | 12,171 | 33.7 |
| 油 | 90,811 | 69,172 | 76.2 |
| 酒 | 795,856 | 177,687 | 22.3 |
| 醬油 | 132,829 | 101,457 | 76.4 |
| 米 | 861,893 | 3 | 0.0 |
| 炭 | 809,790 | 764 | 0.1 |
| 魚油 | 50,501 | — | — |
| 塩 | 1,670,880 | — | — |
| 薪 | 18,209,687 | — | — |
| 味噌 | 2,898 | — | — |

資料: 大石慎三郎 『日本近世社会の市場構造』

調査対象の相違からか、総入津高よりも大坂からの入津高の方が多くなっている。また酒は入津高が約八〇万樽で、元禄十年の六四万樽よりかなり増加しているが、大坂からの入津高比率はわずかに二二%と極端に少ないことが注目される。この点は当時の江戸積酒造地の中心が伊丹・池田・西宮であり、それに加えて灘三郷が新興酒造地として新たに台頭しつつあったことからその積出し港も、掲出の大坂(安治川)

だけにとどまらず、伝法・西宮・兵庫などに分散していたための数字と考えられる。その点では下り酒は、木綿その他の商品とは異なって、必ずしも大坂への集中度はそれほど高くはなかったといえる。菱垣廻船で種々雑多な江戸積商品が混載されていた状態から、やがて酒荷専用の樽廻船が分離独立してそれぞれ樽廻船問屋の手で廻船仕建がなされていく事情の一端を、この点からもうかがうことができる。

酒店組の十組

菱垣廻船には、十組問屋仲間の手船と仮組の二種類があった。手船の多くは江戸十組仲間

脱退と樽廻船

の共同出資で新造した問屋共有船で、修理も共同出資で行われ、前述元禄七年の江戸十組仲間結成の動機の一つも、この廻船の補強と充実化にあった。そのほか大坂二十四組問屋や九軒の菱垣廻船問屋の所有船も含まれる。

これに対し仮組とは、十組問屋の共有船ではなく、いわば問屋所属の廻船であり、具体的には大坂で調達した廻船にいわゆる「菱垣」（垣立部分につけた菱垣の舷側板）をつけて化粧菱垣廻船としたもので、その多くは瀬戸内・紀伊近辺の廻船を雇船したものであった。いずれにしろこれら一切の廻船は十組問屋の仕入れ荷物を積荷とし、菱垣廻船問屋の差配（管理）のもとに仕建てられた。

ところが享保十五年にいたり、大海難事故が続発したのを機に、これまで十組問屋に属していた酒店組が分離独立し、新たに専用の樽廻船の独立組織化を図ることになった。その理由として次の二点をあげることができる。

第一に、酒は元来「水物」といわれ、腐敗しやすい商品であったから、輸送期間の短縮化が要望されていたことである。ところが菱垣廻船では他の商品との混載であり、しかも下積荷物（酒荷・水油・砂糖・砥石・蠟



写真 92 岩見国浜田外浦船ヶ瀬家「客船帳」(部分)

・糠・瀬戸物・鉄類など・上積荷物(練綿・昆布・染草・煙草・薬種・絵馬・小間物・櫃物・紙類・糸・木綿類など)の区分があったから、荷役に長い日数(普通で二〇日間ぐらい)を要したのに対し、樽廻船では荷かさも低く、荷役にも手間とらないため(普通で四、五日間ぐらい)、菱垣廻船にくらべると荷役の迅速化を図ることができたのである。

第二には、海損に関する共同負担の問題である。これは十組問屋仲間の重要な役割の一つであったが、その方法は、同一船舶に積み合わせた荷主たちが、積荷価値に応じて損失額を共同負担し、互いに補償し合うというものであった。ところが現実には、海難の際に船足を軽くし、船の安定をはかるために採られた^{はな}勿荷の場合も、高波をかぶって商品価値を損じたりする濡荷の場合も、多くは比較的高価な上積荷物で、酒荷の方は損害も受けずに船底に残ることが多かった。それでも共同海損には応じなければならないというところに酒荷主の不満があった。しかも負担は、積荷の損失のほかに海難実地調査や出訴費用も含まれており、これらの出費と煩雑さから脱却するとすれば、それはまったく別途に酒樽専用船を仕建てることである。

もちろんこうした樽廻船実現の背後には、伊丹をはじめとする池田・西宮・伝法の江戸積酒造家の支援があったのであり、また新たに江戸積を目指して台頭してきた灘酒造仲間のバックアップも無視することができないのである。

こうした樽廻船の分離独立のいま一つの理由は、菱垣廻船の積荷と樽廻船の積荷の性格が異なっていたという点である。つまり菱垣廻船の積荷は江戸十組問屋の仕入荷物（注文荷物）であり、樽廻船の酒荷は荷主である酒造家の送り荷物（委託荷物）であったことである。したがって海損によって生ずる損害負担は、菱垣廻船の場合には江戸十組問屋が負わなくてはならなかったのに対し、樽廻船の場合は必然的に荷主側の酒造家が負担しなければならなかった。

その点では、もともと海上での海損に対する共同補償の組織として成立した十組問屋にとって、仕入荷物と送り荷物の混在は、積荷元値段を基準にして損害額を割賦する共同海損の割掛けと徴収にも当然困難を生ずる要因となっていた。その意味では仕入荷物と送り荷物との廻船を別仕建とする菱垣・樽両廻船の共存は、現実的にして合理的な運送形態であったといえる。

海運競争と

積荷協定

享保十五年の酒店組の十組脱退を契機に、酒荷は樽廻船一方積み、その他の諸商品はすべて菱垣廻船一方積みということで、菱垣・樽両廻船の積荷協定がなされた。当時の樽廻船はまた「小早」といわれ、二五〇石内外で、菱垣廻船とくらべるとはるかに小型ではあった。しかし積荷の増大とともに樽廻船も漸次菱垣廻船なみの大型廻船に成長していった。

そして樽廻船は、荷役も迅速で、運賃も低廉であるということから、本来なら菱垣廻船に積み込むべき荒荷（雜貨類）が、樽廻船に洩れ積みされることもみられるようになった。

これに対し菱垣廻船の方では、もともと十組以外の脇荷物は、内店組・通町組の管轄と定められていたが、享保十五年の酒店組の分離独立を契機にして、十組問屋の内部で、酒荷に代わる下積荷物の選定（酒の代わり

に水油・砂糖)が問題となり、さらに菱垣廻船の側では「古方」と「仮船」の二つのグループに分かれることになった。古方とは十組のうちの酒店組をのぞいた塗物店組・内店組・通町組・表店組・薬種店組・綿店組・紙店組・釘店組の八店で、仮船とは河岸組の油問屋が総行事と極印元になって、この油店組付属という形での鉄店組・糠仲間組・堀留組・瀬戸物店・薬種店組・蠟店組・新堀組・乾物店組・住吉組・浜吉組・二番紙店組・三番紙店組の仮船十三組からなっていた。

したがって業種別には古方と仮船とでは重複する場合もあり、同一業者が対立組合を形成するといった相互に平等な関係にあるわけではなかった。そこに十組間屋仲間の閉鎖性があり、仮船十三組に所属することになった業者のなかには、菱垣廻船への積み込みもできず、自由な樽廻船への洩れ積みに依存しなければならぬという事情も生じていたのである。こうして、当初は酒荷以外の荷物は菱垣廻船一方積みとする規約も遵守されていたが、漸次菱垣廻船積荷物からの洩れ積みが年とともに増加してきた。他方樽廻船の方でも余裕があれば余積として菱垣積荷物である上積荷物の雑貨類を低運賃で積み入れるようになり、ここに両廻船による上積荷物の争奪が展開されてゆくこととなった。この傾向は樽廻船が独立してから三〇年後、すなわち宝暦末期(二七六〇)六三三)になってさらに激しくなっていた。

そこで両廻船は荷物争奪を一時的にでも休止しようとして、明和七年(二七七〇)に酒問屋と十組間屋中の他の九組(いわゆる「古方」グループ)とのあいだで、七品に限って樽廻船への積み合いを認める協定が結ばれた。この七品とは本来は菱垣積荷物である米・糠・阿波藍玉・灘目素麵・酢・溜り(樽油)・阿波蠟燭であるが、これを菱垣・樽の両積荷物としようえて、酒は樽廻船の一方積み、七品以外の荷物は菱垣廻船一方積み

表 90 安永元年(1772)樽廻船問屋一覧

| 樽廻船問屋名 | 所在地 |
|---------|-----------|
| 吉田屋喜四郎 | 大坂南安治川1丁目 |
| 小西新右衛門 | 〃 北安治川1丁目 |
| 津国屋勘三郎 | 〃 〃 |
| 鹿嶋屋喜右衛門 | 〃 〃 |
| 毛馬屋彦左衛門 | 〃 下博勞町 |
| 毛馬屋兵五郎 | 〃 北伝法村 |
| 山本屋九右衛門 | 〃 南伝法村 |
| 大和屋大三郎 | 〃 〃 |
| 平内太郎右衛門 | 西宮 |
| 総屋甚左衛門 | 〃 |
| 塩屋九兵衛 | 〃 |
| 村田屋利右衛門 | 〃 |
| 常念長兵衛 | 〃 |
| 藤田伊兵衛 | 〃 |

資料:『大阪市史』1

表 91 安永2年(1773)菱垣廻船問屋一覧

| 菱垣廻船問屋名 | 所在地 |
|---------|----------|
| 頭屋庄右衛門 | 大坂権右衛門町 |
| 柏屋勘兵衛 | 〃 本町1丁目 |
| 小堀屋庄左衛門 | 〃 折屋町 |
| 桑名屋七之介 | 〃 天満11丁目 |
| 日野屋九兵衛 | 〃 今橋西詰 |
| 富田屋吉兵衛 | 〃 心斎橋過書町 |
| 富田屋吉左衛門 | 〃 長浜町 |
| 大津屋大次郎 | 〃 瀬戸物町 |
| 大津屋吉五郎 | 〃 伏見堀1丁目 |

資料:『大阪市史』1

とする積荷協定がなされた。これは菱垣・樽両廻船の海運競争に対する和解策であったともいえよう。

その後もこの明和七年の両積規定は守られず、二年後の安永元年(一七七二)にいたり、田沼政権の株仲間公認政策の一環として、大坂・伝法樽廻船問屋八軒と、西宮樽廻船問屋六軒の江戸積酒荷物廻船問屋株が公認され、その代償として当年に銀二〇枚、翌年よりは銀一五枚の冥加金の永上納が定められた。そのときの樽廻船問屋名は表90に示した通りである。つづいて翌安永二年には表91に示したように、菱垣廻船問屋九軒も株立てされた。これを契機にして改めて両廻船は先の明和七年の七品の両積規定と、酒は樽廻船一方積み、その他は菱垣廻船一方積みとする積荷協定の再確認がなされ、以後この協定が遵守されることが期待された。

のである。当時樽廻船は一〇六艘、菱垣廻船は一六〇艘であった。

安永元年に樽廻船問屋株が公認されたことにより、樽廻船の基礎はようやく固まってきた。そして同四年二月および九月には、廻船問屋と荷主仲間相互のあいだに、一六カ条からなる樽廻船規約が制定された。それが「樽廻船海難私記」（または「江戸積酒樽船法定」とも書く）で、いわば江戸廻酒諸荷物積問屋仲間の規約連名帳である。

この樽廻船海難私記は難船処置の方法に関する私法、すなわち積問屋仲間の規約であって、全文一六カ条のほかには海難に関する追加三カ条を含んでいる。内容は、初めに仲間の廻船は公儀の法度を守るべきことを定め、以下難船手続、振分散、合力など共同海損をはじめとする難船規定を中心としているが、さらに船の元値段、運賃、新造船の艤装のことにまで及んでいる。

このような廻船規約が制定されるに至る背景には江戸積出荷の酒樽数が増大し、江戸積酒造家Ⅱ荷主の仲間組織も体系化されてゆくことが必要となってきたことを示している。この安永期には江戸入津樽数は年間八〇万樽にまで伸び、上方酒造家仲間では競争契機の導入によって経営拡大の傾向に拍車がかけられていった。ここに新興酒造地として今津・灘目が台頭し、その結果これら新規組を包摂して、撰泉二カ国の酒造家荷主を連合し、江戸積撰泉十二郷の酒造仲間が結成される必然性があった。こうして旧来の特権的な江戸積酒造地たる伊丹・池田・西宮・大坂を凌駕して、新規組の灘三郷が台頭発展してゆくところに、菱垣廻船とは別仕建として独立した樽廻船の活躍の舞台が広がっていったのである。それは他面、菱垣廻船の衰微を物語るものでもあった。

2 西宮浦積所の特権と灘筋廻船

西宮樽廻船

西宮は地理的には大坂と兵庫の中間に位置し、しかも近世前期すでに伊丹・池田とならんで江戸積酒造地として下り酒を送り出していたが、直接西宮から江戸下り酒の積出しを開始するには、大坂・伝法・兵庫よりもなお多少の日時を要した。

問屋の成立

元禄期西宮には鴻池三右衛門・平内太郎右衛門の二軒の廻送業者がいて、「岡荷物引請馬借付出並諸荷物からの酒荷物をとりまとめ、伝法船問屋に廻送して船積したり、また馬借継立てを行ったり、さらに伝法船問屋の陸揚げ荷物を、それぞれの荷受先へ送り届けたりする中継運送であった。その意味では、先の兵庫の積問屋と同じように、その地位は大坂・伝法廻船問屋配下の運送業者であった。

兵庫津がこの廻船問屋に従属した地位からついに自立する機会に恵まれなかったのに対し、西宮では元禄期の上江戸積酒造業の発展とともに、やがて江戸積荷物の積出しと廻船建を業務とする酒積問屋の成立をみるにいたるのである。その契機は、前述の鴻池・平内が西宮浦から酒荷物の積出しを計画し、荷主である酒造家の支援を得て、宝永元年（一七〇四）、兵庫の船問屋伝法屋弥右衛門の周旋で紀伊切目浦の廻船を借り受け、強風の難にあいながらも初めて積出しを実現したことである。

ついで江戸酒積問屋が営業を始め、いわゆる積所として発足したのが宝永四年である。積所とは、廻船問

屋のもとで廻船仕建がなされる積問屋としての特権を表す。この時も地元酒造家辰野与三左衛門らの世話で酒荷廻船を仕建てたが、なお積荷不足のため、兵庫の北風六右衛門に依頼して補充し、ようやく出帆できるという状態であった。

やがて西宮では、この鴻池・平内の二人を船肝煎（船支配方）に任命し、直積の積所としての体制を整えた。この西宮浦仕建の江戸直送りの実現は、これまでの大坂・伝法経由に比較して、運送費（小回し賃）を減し、積み替えの手間を省くことができたという利点や、西宮浦自体にも直積仕建浦としての特権をもたらすことになった。

さらにこれによって、従来の積荷区域の申合せ（尼崎より魚崎までは大坂・伝法廻船問屋支配、魚崎より高砂までは兵庫の江戸積問屋である島屋三右衛門・壺屋弥右衛門・北風五郎兵衛支配）も破棄されるにいたった。このことは兵庫津の積問屋、ひいては兵庫津自体にとっても、大坂・伝法に加えて、西宮の廻船仕建差配体制のもとに従属せざるを得なくなっていくという意味で、致命的な打撃であった。

元文元年西宮積

問屋の申合せ

宝永四年に西宮浦が積所としての特権を得、西宮樽廻船問屋の成立をみた二年後の宝永六年には酒運上が廃止され、酒造業は以後実質的には自由競争期に入った。さらに享保末年には米価下落に対処して、幕府は「在々」酒造業禁止の祖法を改めて、在方酒造業を認め、造石奨励策

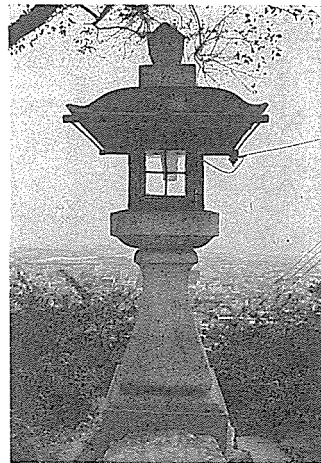


写真 93 保久良神社常夜灯籠 航路標識になったという

を打ち出した。これは灘目・今津の在方商人による江戸積酒造業への專業化に拍車をかけ、同時に灘目・今津の諸浦船持衆の広汎な活躍もみられた。

このような状況のなかで、西宮浦が積所としての特権を確立してゆくためには、西宮酒造家と廻船業者が中心になって、周辺灘筋の魚崎・御影・大石の三カ浦廻船中を包摂し、発展してゆく灘酒造仲間の積荷を西宮で吸収してゆく体制を整えてゆくことが必要であった。

まず享保元年（一七一六）には、尼崎領主の江戸屋敷仕組材木の積み下し御用をつとめ、以後は御用港として、御用米・領主荷物その他参勤交代時の家中諸士の荷物をはじめ、江戸屋敷御用物を積み送るようになった。積所支配の公認とは、このような領主荷物を引き受けて領主輸送体制の一環に組み込まれることでもあった。

またこうした御用荷物にとどまらず、西宮が諸荷物積所になってからは、江戸下り酒の出荷もしだいに増加し、御影・大石・魚崎の三カ浦廻船をはじめ、他国廻船までも入り込み、酒・荒荷のほか西国大名の江戸御用米なども積み入れ、西宮浦で送り状をしたため、浦賀番所を通過する江戸向け廻船を仕建てるようになった。

いまここで、西宮を中心にして今津・灘目から兵庫津へかけての廻船数（表92）をみると、二ツ茶屋浦を筆頭に、御影・神戸・西宮がこれに次ぐ廻船を所有していて、西宮浦が積所として公認された背景には、西宮自体の廻船のみならず、こうした周辺の灘目浦々廻船が存在していたことも見落とすことはできないであろう。

第六節 近世中期の海運と浦船

表 92 西宮・灘目・兵庫各浦の廻船・小船数 (単位: 艘)

| 浦名 | 年代 | 享保19(1734) | | 明和6 (1769) | | |
|-------|----|------------|-----|------------|-----|-----|
| | | 廻 船 | 渡海船 | 廻 船 | 渡海船 | 小 船 |
| 今津 | | 4 | 5 | 13 | 20 | |
| 西宮 | | 44 | 36 | 17 | 40 | 50 |
| 深江 | | | 6 | | 30 | |
| 青木 | | | | 2 | | 8 |
| 魚崎 | | | 16 | 1 | 15 | |
| 呉田 | | | | 12 | | |
| 御影 | | 37 | 8 | 60 | 55 | 10 |
| 東明 | | | | | | 10 |
| 新在 家石 | | 2 | 2 | 6 | 60 | |
| 大岩 | | | | 2 | | 10 |
| 脇浜 | | | | 9 | | 10 |
| 神戸 | | 44 | 29 | 40 | 30 | |
| 二ツ茶屋 | | 94 | 6 | 67 | 30 | |
| 兵庫 | | 9 | 241 | 26 | 372 | |
| 合 計 | | 234 | 349 | 255 | 692 | 98 |

(注) 享保19年は尼崎藩領の場合のみ。

資料: 『神戸市史』資料2, 神戸大学所蔵文書

しかし、西宮浦仕建のこのような廻船業の発展に伴って、それまで西宮浦を利用していた他浦廻船のほかにも新規廻船が入り交じるようになって、廻船中の申し合わせ規則を破って勝手積みを行う者も現れてきた。そこで、西宮酒屋衆は西宮浦の廻船を保護するために、御影廻船をはじめ他浦の廻船を締め出そうとしたのである。御影地船船頭中はそのことを、すでに享保九年に「私どもは御当地西宮で酒樽江戸積みが始まった時分より勤めてきたのに、近年になって荷物を積ませてくれなくなってきた」と訴えている。

しかし実際は表92で示したように、西宮浦の廻船は明和六年(一七六九)には四四艘より一七艘に激減している反面、御影・今津・呉田(住吉村)・大石の各浦は増加し、灘酒造仲間による廻船支配の勢力が伸びてきているのである。

このような危機に直面して、西宮積問屋一〇軒は元文元年(一七三二)、西宮廻船を保護してゆくための船積規定を定めた。その船積規定の内容は、(1)御法度の荷物は引き受けない、(2)他国

廻船を借り船してはならない、(3)西宮積船に限り差し荷を行い、他船には一切差し荷してはならない、(4)運賃は勝手に上げ下げしてはならない、(5)廻船荷物の手板送り状の名代は、今津の廻船支配人がつとめていたのをやめて、以後手板奥判は西宮船問屋名代が行い、この奥判のない廻船は一切認めない、の五点であった。こうして西宮積問屋は積所の特権を堅持してゆくために、広籠に台頭してきた灘目諸浦の廻船を自らの体制のなかに引き入れようとしたのである。

新綿番船・新酒番船の起源

番船とは一番着を目指してスピードを競い合う廻船のレースのことである。この廻船レースの慣行には、新綿番船と新酒番船とがあり、前者は菱垣廻船において、後者は樽廻船において行われた。両番船は江戸時代の華やかな年中行事として、江戸町民にも親しまれていた。さらにこの番船は、たんに競争本位の興味からだけでなく、毎年その年に初めてできた新綿なり新酒なりが大坂から江戸へ送られると、江戸市場ではそれによってその年の建値相場が立ち、その年の景気を占うという意味で、取引のうえからも問屋仲間のあいだで重要視されてきたのである。

この番船の起源については、「尼ヶ崎大部屋日記之写」元禄十五年（一七〇二）の条に、江戸酒問屋よりの報告として、

廻船の儀式五百石積入れ候船に三百石程積み、水主拾二、三人も乗り候船に拾六、七人も乗り、新綿番船の様に仕り候て参り候様に是また申し越し候

と述べ、また翌十六年には

綿番船九月十八日出舟、廿五日入り、諸色相庭候事

第六節 近世中期の海運と浦船

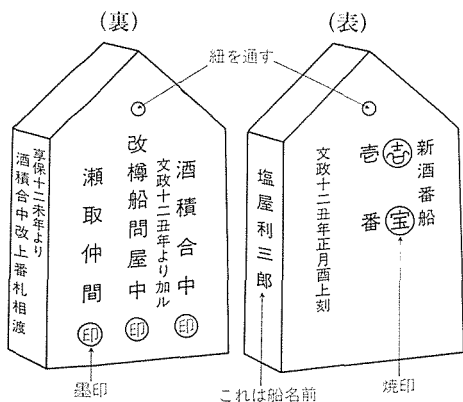


図 24 新酒番船札 (原図『西宮市史』2)

とあって、これからすれば新酒の江戸送りは、このときすでに「新綿番船の様に」番船(競争)仕建で試みたというのである。それは元禄十五年の「御当地(江戸)酒払底、以てのほか高値」の状況下で、新酒を早送りしようとした経緯とみられ、新酒番船のものではないにしても、新綿番船の方はすでに制度として定着していたことを証明している。新綿番船は元禄十五年以前、つまりおそらく江戸十組問屋が結成された元禄七年を上限として制度化されていたものと考えられる。

また新酒番船については、文政十二年(一八二九)十二月の「新酒番船の覚書」に図示されている「新酒番船一番札」(図24)の側面に「享保十二未年より」と注記されており、この覚書の文中でも「享保十二ヨリ相

始まり候よし」と述べている。この史料からは、新酒番船は享保十二年に始まったとする考え方が有力となる。

もっとも正徳五年(一七二五)の文書に「毎年只今時分は綿番船の積合にて酒下り」とあるので、当初は新酒も菱垣廻船の新綿番船に積み込まれていたと考えられる。そして樽廻船が分離独立する三年前つまり享保十二年には酒荷専用の新酒番船仕建が試みられていたことがわかるので、新酒番船は一般にその濫觴を元禄十五年とするものの、それが慣行となっていたのは享保十二年とするのが妥当であろう。そして、享保十五年に酒店組が十組問屋仲間から分離独立し、新たに酒荷専用の樽廻船が出現すると同時

表 93 新酒番船一覽

| 出帆 | 江戸着 | 仕建船数 | | 順位 | | |
|--------------------|--------|------|----|--------|--------|---------------|
| | | 西宮 | 大坂 | 1 | 2 | 3 |
| 年 月 日 | 月 日 | 艘 | 艘 | | | |
| 寛保 3 (1743) 9. 5 | | | | | | |
| 明和 3 (1766) 9. 21 | | | | | | |
| 安永 8 (1779) 9. 27 | | | | | | |
| 天明 5 (1785) 10. 14 | 10. 19 | 3 | 4 | 藤田六三郎 | 総屋六五郎 | 千足甚藏 |
| 〃 8 (1788) 12. 9 | 12. 12 | 3 | 4 | | | |
| 寛政 1 (1789) 11. 6 | 11. 10 | 3 | 4 | 大和屋三十郎 | 総屋十次郎 | 吉田弥三郎 藤田甚六 |
| 〃 2 (1790) 11. 19 | 11. 25 | 2 | 3 | 小西松太夫 | 塩屋徳兵衛 | 常念市兵衛 |
| 〃 3 (1791) 10. 22 | 11. 2 | 3 | 3 | 村田栄藏 | 千足富五郎 | 津国屋三次郎 |
| 〃 4 (1792) 10. 13 | 10. 16 | 3 | 5 | 藤田藤藏 | 村田三五郎 | 塩屋松太郎 |
| 〃 5 (1793) 11. 6 | 11. 13 | 2 | | 中屋市之助 | | |
| 〃 6 (1794) 11. 18 | 閏11. 5 | | | 小西吉藏 | 津国屋吉十郎 | 大和屋嘉平次 |

資料:「四井屋久兵衛覚之事」ほか

に、新酒番船も樽廻船をもって行われるようになったと考えられる。

こうして菱垣廻船の新綿番船と並んで樽廻船の新酒番船は、江戸における下り酒の人気上昇とともに、初物を愛好する江戸庶民のあいだに歓迎されるようになって、盛大な年中行事として慣行化されていったのである。もっともこれも、古酒積み切りの区切り後、華々しく新酒を送り込んで、新たに端境期の後の相場を有利に導いてゆこうとする商慣行から生じたものと思われる。

新酒番船 西宮では新酒番船を選定するのに「新酒の就航 番船番くじ入れ」といって、西宮六軒の

積問屋から各一艘ずつの廻船がくじで定められた。新酒番船仕建は旧暦九月から十月中旬、十一月下旬まで、大坂と西宮に限られ、大坂積問屋八軒、西宮積問屋六軒よりそれぞれ一艘ずつの割合で、計一四艘を限度とし、これを一番建て(先走りという)、二番建て(後

走り」と二回に分けて出帆することもあった。宝暦五年（一七五五）灘大石浦の松浦太兵衛が勝手に新酒番船を仕建てようとしたが、大坂・西宮廻船仲間の定法によって反対され、実現しなかった。番船仕建はあくまで積所である大坂安治川と西宮浦に限って出帆するのが原則であったからである。

史料的に判明する新酒番船一覧を表示したが、表93である。出帆地はその年の天候その他の状況によって、古例どおり大坂仕建廻船は安治川沖、西宮仕建廻船は西宮浦の両方から出帆する時もあり、両所の船が西宮浦の同じ位置に並んで同時出帆すること（天明五年（一七八五）・寛政四年（二七九二）など）もあった。また、寛政七年は西宮浦一カ所から出帆するという申合せがなされていたが、雨天で北東風が強く、変更して灘浦から直接出帆するということも例外的にあった。文化二年（一八〇五）以降は新酒番船の出帆は西宮浦一カ所から出帆することになったが、これは競争の公正を期するための措置であった。

なお享保期などの初期の新酒は、その年の秋彼岸すぎより仕込まれた「新酒」であったが、灘の寒造りの酒が江戸へ積み送られる「新酒」となっていたから、番船仕建も当初の九、十月より漸次おくれ、幕末期には十二月ないし翌一月に仕建てられるといったような変化もみられた。

灘筋廻船 宝暦期は酒造業にとっては勝手造りの自由競争期であり、灘目・今津など灘三郷の江戸積酒造の活動も発展していった。この勢いに乗って、灘筋廻船持は積所としての西宮樽廻船問屋へ付船し

ないで、自浦で勝手積み・勝手仕建てを行い、積問屋同様の業務を営むようになっていった。

宝暦二年はじめて廻船二艘を所持した住吉村の吉田喜平次は、住吉村では船積浦がないため一艘は御影浦廻船に頼み、いま一艘は魚崎浦廻船ということにして荷積みし、従来の廻船仲間定法を破った営業を行った。

これに対して西宮積問屋六軒は、翌年酒造家に対し、「灘表の大身の廻船持衆中」が廻船仕建順番を守らず、勝手に「抜仕建」をしていると、その不法を訴えている。

また、宝暦六年六月には魚崎村の嘉平次が魚崎浦を荷物積所とする新規計画をたて、諸廻船を誘致して廻船仕建をしようと画策した。

このような動きに刺激されて、灘目の酒造家のなかには新規に廻船を持って廻船業を営む者が現れ、西宮廻船仲間の取決めである荷役順番や定運賃を無視して、先番の廻船の荷役が完了しない前に勝手に積み込んだり、先約のある荷物を競い取ったりし、大石・魚崎両浦では自分の手船に自家醸造の酒を積み入れて、千駄余りも酒樽を積み込む廻船まで出てきた。

そこで、西宮廻船支配中（積問屋）と西宮廻船中・御影廻船中は、それぞれ宝暦六年七月に、魚崎浦・大石浦廻船中が従来通りの規定を守るよう、次のような論点を挙げて奉行所へ出訴したのである。

- (1) これまで、大坂から兵庫までの酒荷物と西宮から江戸へ積み下す諸荷物は、西宮積問屋のもとに集められ、廻船も西宮積問屋へ付船されて、着船の先後によって荷物船積の順番を決めて積荷している。
- (2) 新酒番船は大坂・伝法八艘、西宮六艘と定め、出帆日限を取り決め、大坂・西宮両方で同日同刻に双方捺印の切手を渡し出帆している。
- (3) 大石・魚崎両浦廻船は、荷役順番を無視して勝手積みをするので、たびたび相談しても一向に応ぜず、廻船の多くは出帆が延期され難儀している。
- (4) 大石・魚崎もまだ酒造・廻船がわずかであった時は、申合せ通りに行っていたのだから、今でも守れない

いはずはないのに、自浦の事情がよくなると早速取決めを破って勝手なことをし、多数の廻船に迷惑をかけている。

(5) 廻船運賃は、先年より大坂廻船中が定めた運賃に準ずることになっているが、大石・魚崎はそれに従わず、手船に手酒を積むといつわり、勝手積みを行っている。

西宮積問屋と廻船中との和解 一体このような訴えがなされるのも、西宮浦に船積支配の特権が独占され、灘筋廻船持

のもとでは、廻船が上着してから仕建順番を待って積み荷し出帆できるまでに、五、六〇日もの日数を要したことである。これが、自分の手船に手酒を積み込む手船仕建のときには、たとえ他の積荷にまで手を回して積み込んで、わずか二、三日で出帆できるという早さであった。輸送の迅速性が要求される酒荷の場合、これは競争に打ち勝つための重要な要因でもあった。

奉行所では「灘筋廻船は自分仕建に致され候儀は、御上を憚らず、我儘の致し方」であるとしつつも、直接裁決を下さず、双方で解決するよう指示して、大庄屋住吉村井上伊右衛門に下げ渡した。伊右衛門は宝暦八年次のような解決案を示している。

- (1) 前々の仕来り通り、西宮・伝法・大坂三カ所の積所のうちなら廻船の勝手に船仕建をしてもよい。
- (2) しかし酒荷物だけは仕来り通り右三カ所を積所としてみだりな船積みをしてはならない。
- (3) ただし灘筋廻船については、右二カ所に乗り回せなるときには、積所でない浦で酒荷物の船積みをしてもよい。

(4) その場合には江戸手板・送り状は西宮から差し出すことにする。

これは双方の申し分を勘案したうえでの妥協案であった。

しかし西宮浦組はこれに納得せず、同年八月に再考を願ひ出た。その論点は、

(1) 先年よりの上納金は西宮浦金一〇両、御影浦金四両、魚崎浦銀三〇匁、大石浦銀五〇匁である。わずかな上納金の浦々の主張で、当浦数十艘の廻船が難儀していることの方が迷惑至極である。

(2) 荷物積所は以前より大坂・伝法・西宮の三カ所と決まっております、毎年この三カ所から番船仕建も行い、浦賀番所へも連絡している、大坂番所でも三カ所の積所以外では御用荷物を積み込ませていない。

(3) 灘筋廻船は先年から積所がなく、西宮浦で積んできた。しかるに他領の大坂や伝法での船積みも認めるのでは御領分への助力も薄くなる。したがって西宮浦で順番を待つて船積みをするようにしてほしい。

(4) 灘浦廻船持は手広く酒造を営んでいるうえ、自分荷物以外に西宮の荷物までも勝手に積んでいるが、当浦廻船持のなかには酒造を営んでいない者もあり甚だ難儀している。

(5) 灘浦廻船は御用も勤めず船数も少なく、上納金もわずかであるのに反し、西宮浦は御用荷物を勤め、上納金も格別に多く差し出し出している。

というのである。

結局争論では西宮・御影両廻船中と西宮支配人中の申し分がとおり、従来通り西宮積所の特権的な地位は保持された。しかしこのことは一面では、西宮が積所としての地位を確保してゆくためには、灘筋廻船持に依存しなければならなかったことを物語っている。享保期以降の江戸積酒造業の発展の結果、積荷の急激

第六節 近世中期の海運と浦船

表 94 摂津浦々の水主役割付状況
(単位: 人)

| 浦名 | 慶長元年 | 寛永4年 |
|-------|------|------|
| 兵庫津 | 105 | 17 |
| 駒ヶ林浦 | 18 | 3 |
| 須磨浦 | 2 | |
| 小計 | 125 | |
| 西宮浦 | 30 | } 10 |
| 今津浦 | 28 | |
| 鳴尾浦 | 28 | |
| 深江浦 | 2 | } 1 |
| 青木浦 | 5 | |
| 魚崎浦 | 1 | |
| 御影浦 | 7 | 1 |
| 東明浦 | 2 | |
| 東大石浦 | 5 | } 2 |
| 西大石浦 | 9 | |
| 脇浜浦 | 16 | 2 |
| 神戸浦 | 2 | } 1 |
| 二ツ茶屋浦 | 5 | |
| 小計 | 140 | |
| 尼崎 | 116 | * 24 |
| 合計 | 381 | 61 |

(注) * 鳴尾浦との合計。
資料: 「松尾家文書」

な増加による海上輸送力の増強を、灘筋廻船によって補給しなけりなかつたのである。

3 浦支配と難船処理

浦役と市廻船をもつ灘目の諸浦には、領主支配のもとで各種の負担が課されていた。それには、浦役と地域の村々として水主役の負担や諸国廻船の海難救助、漁業運上等があつた。

水主役とは、幕府や藩の人や荷物の海上輸送に際し課せられるものである。慶長二年(一五九七)の豊臣秀吉の朝鮮出兵に際し、同元年十一月十七日に御公儀水主役が、摂津の浦々に課せられた(表94)。この表に示された水主役が基準となつて、江戸時代にも御公儀水主役が課せられたのである。

寛永四年(一六二七)二月十六日付で、老中から大坂に係留中の七〇挺立・五〇挺立の船各一艘を相模三浦まで廻送するために、水主役が課せられている。水主役の総数が約六分の一になっている

表 95 天保9年(1838)の浦役負担村々

| 村名 | 村高 | 家数 | 人数 | 水主米高 | 浦役 | 浦高 | 魚漁銀 | 船揚場 運上 |
|-------|-----------|-------|--------|--------|----|-------|--------|-----------|
| | 石 | 軒 | 人 | 匁 | 人 | 石 | 匁 | 匁 |
| 西須磨村 | 488.4 | | | 49 | | | | |
| 兵庫津 | 2,972.519 | 4,797 | 19,795 | 93.5石 | | | | |
| 二ツ茶屋村 | 92.825 | 524 | 1,808 | 9.756 | 5 | | 免除 | 16.42 |
| 神戸村 | 540.643 | 698 | 2,624 | 2.927 | 2 | | 免除 | 46.2 |
| 脇浜村 | 565.341 | 230 | 852 | | 16 | | 32.7 | |
| 大石村 | 198.24 | 222 | 922 | 13.171 | | | 214.1 | |
| 新在家村 | 112.408 | 174 | 832 | | 5 | | 54 | |
| 東明村 | 171.299 | 168 | 780 | 3.415 | 2 | 100 | 51.6 | |
| 御影村 | 266.5699 | 454 | 1,754 | | | | 23.7 | |
| | 354.317 | 450 | 1,757 | 6.342 | | | 23.9 | |
| 魚崎村 | 224.978 | 223 | 908 | 2.44 | 1 | 29.85 | 223.3 | |
| 東青木村 | 170.656 | 109 | 472 | 4.397 | 3 | | 154.95 | |
| 深江村 | 621.737 | | | 2.927 | | 70 | 215.65 | |

資料：「天保九年巡見使通行御用の留」(一) (『地域史研究』16—1・2)

ので、各浦の負担も同じ率で減じられている。そのため須磨浦・魚崎浦・東明浦は、この時には水主役が課せられていない。次に、尼崎藩領(青山氏)時代の浦役の状況をみてみよう。尼崎藩では、これらの浦を尼崎組・西宮組・兵庫組の三組に編成し、支配を行っていた。寛文三年(一六六三)十月六日の「浦方定証文写」によれば、寛永二十一年十月二十六日に三カ浦立会の上で舟水主役が定められていたが、この取決めでの精算が繰り延べになり、正保四年(一六四七)から寛文元年までの一五カ年の勘定を済ました上で、改めて三カ浦で約定を行った。これによると、浦々の負担は、(1)藩主の参勤交代および上洛のとき、伏見までの御用、(2)異国人の来朝・帰朝のとき、(3)藩主の御用、長崎そのほか国々よりの荷物・銀子、上使並びに公儀役人の御用、(4)京・大坂の御城普請御用等であった。

例えば、(1)の時は尼崎役(三〇艘・三〇人)、西宮役(四五艘・四五人)、兵庫役(一五艘・一五人)の合計九〇艘

・九〇人の水主を出すことになっている。そして、各々の負担の割合を超過した場合には、水主一人に付き一日に一匁五分、同様に、一〇〇石の船は八分、三〇〇石の船は一匁六分、五〇〇石までの船は二匁四分の割合で精算し、各浦々の負担を平均化するように取り決められていた。

なお、少し時代は下るが、天保九年（一八三八）の巡見使の通行の時の記録によって、市域内の村々の水主米高・浦役・浦高等を示すと、表95のようになる。二ツ茶屋村・神戸村では、魚漁銀の賦課が停止され、その代わりに、船揚場（造船場）運上が課せられている。この二カ村では、漁業が行われなくなり、造船業へ転化していったことが知られる。

魚崎・横屋

寛文十二年三月十四日に魚崎村の市右衛門が、横屋村の浜先、東浜に家作りのために石をす村浜境争論 えたところ、横屋村から妨害を受けた。このため、東浜は魚崎村の支配地であるとして、横

屋村を訴えた。その訴状では、(1)昔から魚崎村が役儀を負担していたこと、(2)先年より魚崎村の墓所があること、(3)浦役を負担していることなどを魚崎村が主張した。この裁許が八月四日に下り、魚崎村の主張はしりぞけられ、東浜の喜齋新田は横屋村の支配するところとなった。

しかし、この裁許は、従来魚崎村の支配していた東青木村西境から御影村東境までの一九町の浦のうち、横屋村の浜先の四町五七間について横屋村の支配を認めたことになるが、のち享保七年（一七二二）には、この地域も魚崎村が支配することになった。

享保二十年十一月付の魚崎村惣百姓・惣漁師・年寄・庄屋の口上書によれば、喜齋新田の開発主の喜齋は、魚崎村の出身で、碁が上手であったため、時の領主の青山大膳亮幸利の側近として仕えるようになったとい

う。そして、この喜斎が開発が許可された所はもともと魚崎村の明地であったが、喜斎と魚崎村役人との仲が悪かったため、開発した土地を横屋村に編入したという。

しかし、横屋村は浦役を負担していないので、浜先の利用権は浦役を負担している魚崎村にあり、寛文十二年の裁許が特例であったと思われる。つまりこれ以後の文書には、魚崎村の浦支配は、御影村の東境から東青木村の西境までの一九町であることがたびたび記されている。

浦高札と

浦役として水主役を負担するだけでなく、支配浦における難船を救助することも重要な責務で

難船

あった。幕府は、元和七年（一六二一）八月、寛永十三年八月、慶安五年（一六五二）八月、寛文

七年閏二月、延宝八年（一六八〇）九月（再公布）、正徳元年（一七一二）五月（再公布）、正徳二年八月（添高札）と海難救助に関する法令を發布した。この法令には、

一 公儀の船はいうに及ばず、諸廻船共に難風に遭う時は助舟を出し、船破損せざる様に成程精を出すべき事

一 船破損の時、その所近き浦の者精を出し、荷物・船具等取り揚ぐべし、その取り揚げの荷物の内、浮き荷物は二〇分の一、沈み荷物は一〇分の一、但し川船は浮き荷物は三〇分の一、沈み荷物は二〇分の一、取り揚ぐる者に遣すべき事（下略）

とあり、支配浦における難船の救助、その報酬としての分一金の取立てが明文化されているのである。

魚崎村は灘目地方に属している。灘というのは風波が荒く、航海の困難な海のことであり、この灘目地方は強風を防ぐ岬もなく、航海者にとっては難所の一つであった。魚崎村の難船に関する史料から三例につい



写真 94 魚崎村難船浦手形 (部分)

て述べてみよう。

(1) 宝永三年(一七〇六)六月十五日に伊予国長浜浦から直乗船頭弥八郎(水主共四人)が、八端帆の船で伊勢

参りの男女三七人と、大坂上横堀の砥石屋六兵衛方への砥石八〇〇丁を積んで出帆した。二十日に兵庫に

入り、直ちに大坂に向かった。途中、西南風が強吹き難船しそうにな

ったので、積荷の砥石を捨て、魚崎村の沖で停碇していたが、二十一日

にはさらに風が強くなり、やむを得ず、磯へ流れ着かせたため破船した。

それを魚崎浦の人々が、乗客を助け、船具等を取り集めた。翌二十二日

に尼崎藩の役人や大庄屋等が立ち会って、取り集めた船具等を船頭に引

き渡した。

(2) 享保八年三月八日に播州網干新在家の船頭次郎兵衛が、摂津住吉村の

大和屋嘉兵衛方に綿実一三八俵を輸送中、東明沖で波風が強くなり、碇

をおろして流されるのを防ごうとした。さらに破船を防ぐため、積荷の

うち、綿実二七俵を荷打した。そのうちの二〇俵が魚崎村の浜に流れ寄

ったため、魚崎村の人々がその二〇俵を取り揚げた。翌日、船頭次郎兵

衛と荷主の大和屋嘉兵衛が受け取りに来て、綿二〇俵を受け取り、うち

二俵を分一として魚崎村に渡している。

(3) 延享三年(一七四六)十一月一日に備中国勇崎浦の直乗船頭庄八(水主

共三人が、八端帆の船で、松平越後守の大坂廻米二八〇俵と運賃米五俵二斗五升四合を積み出帆した。五日の暮方に御影浦の沖合に達し、碇を下ろし停船していたところ、西風が強くなり、兵庫に戻ろうとしたが、戻ることができず再び碇を入れた。しかし、さらに風が強くなり、運賃米を捨て、廻米の一部も捨て、八日朝に魚崎浦の役人に助けを求めた。魚崎村の人々が、船中に残っていた米や海中に没していた米も拾い揚げた。そして、分一として、船中の分九俵余と拾い揚げた米の分四俵余が魚崎浦に渡された。手続き上では、浦側からは庄屋が海難に遭ったことを証する「浦手形」を船頭に、また船頭からは海難の経緯と、その処置が終わったことを確認した「置手形」を、浦の庄屋に手交することで落着となる。

4 廻船・渡海船と漁船

各浦々の 次に、各々の浦での船の保有状況をみてみよう。天和から貞享年間（一六八〇年代）の成立とみられる「尼崎領内高・家数・人数・船数等覚」によって、各浦の石高・家数・人口・船数を示すと、表96のようになる。灘目地方のうち、脇浜村は船越氏領であるため船数等は不明である。また、魚崎村・東青木村・深江村については船の種類が記載されていないので、三カ村分の数字を記入している。この

| 船門屋 通い船 | 合計 |
|------------|-------|
| 艘 | 艘 |
| | 24 |
| | 6 |
| | 11 |
| | 62 |
| | 84 |
| | 54 |
| | 142 |
| | 86 |
| | 23 |
| 8 | 842 |
| | 952 |
| | 30 |
| | 46 |
| 8 | 2,363 |

第六節 近世中期の海運と浦船

表 96 天和・貞享ころの尼崎藩領における船数

| 村名 | 石高 | 家数 | 人口 | 船数 | | | | | | |
|------|--------------|-------|--------|-----|-----|-----|-----|-------|----|----|
| | | | | 廻船 | 上荷船 | 渡海船 | 天道船 | 漁船 | 石船 | 商船 |
| 魚崎村 | 184 | 71 | 483 | 2 | } | 6 | } | 20 | 14 | 艘 |
| 東青木村 | 161 (78) | 53 | 296 | | | | | | | |
| 深江村 | 597 | 1□3 | 714 | | | | | | | |
| 西大石村 | 186 | 118 | 670 | | | | | | | |
| 御影村 | 339 (222) | 181 | 990 | | | | | 11 | 73 | |
| 神戸村 | 503 | 226 | 1,293 | 37 | | 17 | | | | |
| 二茶屋村 | 80 | 257 | 1,590 | 114 | | 28 | | | | |
| 駒ヶ林村 | 408 (200) | 194 | 947 | | | | | 86 | | |
| 西須磨村 | 454 | 119 | 699 | | | | | 23 | | |
| 兵庫津 | 2,770 | 1,643 | 15,661 | 23 | 297 | 38 | | 476 | | |
| 尼崎町 | 131 | 1,475 | 15,113 | | | 241 | 130 | 581 | | |
| 今津村 | 234 (280) | 120 | 599 | | | | | | | 30 |
| 西宮町 | 1,920 | 393 | 2,470 | | | 32 | | 6 | | 8 |
| 合計 | | | | 176 | 297 | 414 | 130 | 1,213 | 87 | 38 |

(注) 石高は、本高と新田高の合計、()は、他領主の石高、石未満切捨て。
 兵庫津の石高はほかに、町地子1,012.2石、新家地子150.328石。
 尼崎町の石高はほかに、町地子600石。
 漁船は、魚船、網船、出買沖売等の合計。
 御影村石船の内訳は、100石船1、60石船8、40石船20、20石船44。
 駒ヶ林村漁船の内訳は、釣船12、出買船3、手操船66、網船5。
 西須磨村漁船の内訳は、2丁立網船5、1丁立網船6、蜻引船12。
 尼崎町の漁船のうち9艘は、伏見生(魚)船。
 魚崎・東青木・深江の3カ村の合計が1艘分少ないので、総合計は2,362艘になる。
 資料:「尼崎領内高・家数・人数・船数等覚」(『地域史研究』10—3)

表から、兵庫津と尼崎町が輸送用の船・漁船ともに圧倒的に多く保有していたこと、神戸村・二ツ茶屋村では漁船はなく廻船・渡海船の輸送用の船の保有数が多く、特に二ツ茶屋村の一一四艘の廻船の保有は他の浦に比べ断然多い。また神戸村も、兵庫津以上の廻船を保有していた。神戸村・二ツ茶屋村には長距離の輸送に従事していた廻船が多く所有されていたのに対し、兵庫津では上荷船とよばれる小型の輸送船が多かった。このことから、兵庫津の一つの性格として、西廻り航路で運ばれてきた物資が兵庫津で上荷船という小型の輸送船に積み替えられ、大坂方面に輸送されていたことがあげられる。

次に、天明八年（一七八八）の船数をみてみよう（表97）。深江村では、前表に比べ、約三倍の三二艘に増加している。魚崎村は二四艘から五八艘と約二・四倍に、大石村は六二艘から一一七艘と一・九倍に、神戸村は五四艘から六七艘と、兵庫津は八四二艘から一〇〇一艘と微増している。東青木村・御影村はあまり変化は見られなかった。

これらのことから類推すると、神戸市域海岸線は、東から深江村・東青木村・魚崎村・御影村・東明村・脇浜村・二ツ茶屋村・神戸村・兵庫津・駒ヶ林村・西須磨村等の村々によって浦支配が行われていたと考えられる。

魚崎村の

次に、魚崎村における船の種類・数量をみてみると、表98のようになる。この表によると、船

船数

の種類としては、海運関係の石船（二五ノ三〇石積）・渡海船（二〇ノ三〇石積）・小廻船（三ノ一

二石積）・廻船（五〇〇ノ八〇〇石積）があり、漁業関係では漁船・魚買船・網船等があった。船数は、全体として減少傾向にあった。その中でも漁業関係の船は、文政十二年（一八二九）以後消滅している。それに対し、

第六節 近世中期の海運と浦船

表 97 天明8年(1788)の各浦船数

| 項 目 | 深江村 | 東青木村 | 魚崎村 | 御影村 | 大石村 | 神戸村 | ニツ茶屋村 | 兵庫津 | |
|---------------|---------|---------|---------|----------|---------|--------|-------|-----------|-------|
| 村 高(石) | 620.063 | 168.816 | 221.438 | 617.0339 | 196.092 | 537.78 | 86.51 | 2,918.652 | |
| 浦 高(石) | 70 | 30 | 29.85 | | | | | | |
| 浦 役(人) | 4.5 | 3 | 2 | | | | | | |
| 浦水主米(石) | 2.927 | 4.397 | 2.44 | 6.342 | 13.171 | 2.927 | 9.756 | | |
| 訴訟銀(匁) | 204 | 74.44 | 107.2 | 240 | 214 | 10.3 | 185 | | |
| 船 数 (艘) | 合 計 | 32 | 6 | 58 | 82 | 117 | 67 | 86 | 1,001 |
| | 廻 船 | | | 2 | 20 | 10 | 57 | 60 | |
| | 渡 海 船 | * | 6 | 22 | 1 | | 5 | 21 | 118 |
| | 人乗渡海船 | | | | | | | | 71 |
| | 小渡海船 | | | | | | | 4 | |
| | 通 船 | | | 1 | | | | | 99 |
| | 相 物 船 | | | | | | | | 7 |
| | 石 船 | | | 1 | 47 | 97 | | | |
| | 茶 船 | | | | | | | | 253 |
| | 猪 牙 船 | * | | 23 | | | 5 | 1 | |
| | 網 船 | | | | 5 | | | | 31 |
| | 漁 船 | * | | 9 | | 2 | | | 154 |
| | 小 漁 船 | | | | 4 | | | | 93 |
| 手 操 船 | | | | 5 | | | | 30 | |
| 魚 船 | | | | | 8 | | | 21 | |
| 魚 買 船 | | | | | | | | 111 | |
| 生 貝 船 | | | | | | | | 3 | |

(注) 深江村の船数は、*の合計。

兵庫津石高はほかに、地子1,310.302石がある。船数合計は史料記載通り。

資料：山下幸子「天明八年御巡見様御通行御用之留帳」(『地域史研究』1—2・3)

表 98 魚崎村における船数の変遷

(単位: 艘)

| 年 代 | 石 船 25~30石 | 渡海船 20~30石 | 小廻船 3~12石 | 廻 船 500~800石 | 漁船 3 石 | 魚買船 | 猪牙船 10石 | 網船 20石 | 合計 |
|------|---------------|---------------|--------------|-----------------|-----------|-----|------------|-----------|----|
| 宝暦 4 | 1 | 21 | | | 3 | 17 | 1 | | 54 |
| 明和 6 | 2 | 15 | | | 6 | 6 | | 20 | 48 |
| 〃 8 | 2 | 15 | | | 5 | 23 | 4 | 1 | 50 |
| 安永 2 | 2 | 13 | 1 | | 5 | 22 | | 1 | 48 |
| 〃 6 | | 14 | | | 2 | 20 | | 8 | 44 |
| 〃 7 | | 14 | | | 1 | 20 | | 8 | 43 |
| 〃 8 | | 14 | | | 1 | 20 | | 8 | 43 |
| 天明 3 | | 14 | | | 1 | 28 | | 8 | 51 |
| 〃 4 | | 14 | | | | 28 | | 8 | 50 |
| 〃 6 | | 12 | | | | 25 | | 8 | 45 |
| 〃 8 | | 12 | | | | 19 | | 4 | 35 |
| 〃 9 | | 11 | 4 | | 2 | | | | 17 |
| 寛政 9 | | 11 | 2 | | | | | | 13 |
| 〃 12 | | 10 | 3 | | | 2 | | | 15 |
| 文化 4 | | 10 | | | | 1 | 1 | 4 | 19 |
| 〃 6 | | 12 | 8 | | 1 | 3 | | | 24 |
| 〃 9 | | 12 | 9 | | 2 | | | | 23 |
| 〃 12 | 7 | 5 | 5 | | 1 | 3 | | | 21 |
| 〃 14 | 10 | 3 | 5 | | | | | | 18 |
| 〃 15 | 12 | | 5 | | 1 | | | | 18 |
| 文政 2 | 7 | 6 | 5 | | | | | | 18 |
| 〃 8 | 7 | 6 | 7 | | 1 | | | | 21 |
| 〃 12 | 7 | 6 | 7 | | 1 | 3 | | | 24 |
| 天保 2 | 6 | 6 | 6 | | 1 | | | | 19 |
| 〃 5 | 10 | 3 | 5 | | 1 | | | | 19 |
| 〃 8 | 6 | 10 | 1 | | 1 | | | | 18 |
| 〃 14 | 6 | 7 | 5 | | | | | | 18 |
| 弘化 3 | 5 | 5 | 7 | | | | | | 17 |
| 〃 5 | 4 | 5 | 8 | | | | | | 17 |
| 嘉永 3 | 5 | 5 | 7 | | | | | | 17 |
| 〃 5 | 5 | 5 | 12 | | | | | | 22 |
| 安政 2 | 5 | 4 | 12 | | | | | | 21 |
| 〃 4 | 5 | 4 | 11 | | | | | | 20 |
| 元治 1 | 4 | 5 | 11 | | | | | | 20 |
| 慶応 3 | 4 | 5 | 8 | | | | | | 17 |

(注) 数字は史料記載通り。

資料: 「魚崎町誌稿本」

石船や小廻船等の小型の輸送船が増加している。これは、後述するように、村内に酒造業や素麺業等が展開してくるにつれて、漁業のような収入の安定しない職から、一定の運賃収入を得られる海運業への転換をはかったためかもしれない。

また、明和九(安永元)年(一七七二)三月に海運関係の諸船に対し、二三枚の鑑札が下付されている。内訳は、廻船一、通船三、渡海船一四、石船二、小廻船一であった(船数は二艘で、鑑札数より二艘少ない)。このうち、石船の二艘は安永五年に渡海船に切り換えた旨の付箋があり、前表に安永

六年以後文化九年(一八二二)まで石船の船数が見えないことと符合している。

次に、明和八年三月の「船御改帳」により、船種・大きさなどをみてみよう。諸船の総数は五〇艘である。その内訳を示すと、廻船は五艘で、八〇〇石積が四艘、六〇〇石積が一艘である。渡海船は三〇石積が一五艘、石船は三〇石積が二艘、網船は三〇石積が二艘、二五石積が二艘の合計四艘、小漁船は三石積が二三艘、通船は一〇石積が一艘である。このように、輸送関係では三〇石積の渡海船が、漁業関係では三石積の小漁船が最も多かったことが知られる。

御影石の流
通と石船

市域東部地方の産物としては御影石が著名であったが、この御影石は石切場から御影村や魚崎村へ運び、石船によって大坂の石問屋に運送されていた。宝曆九年(一七五九)九月に西宮町・横屋村・魚崎村・野寄村・住吉村の一町四カ村の石場役人が、石場御定の条目を定め、石車に焼印を押



写真 95 兵庫渡海船
(『和漢船用集』)

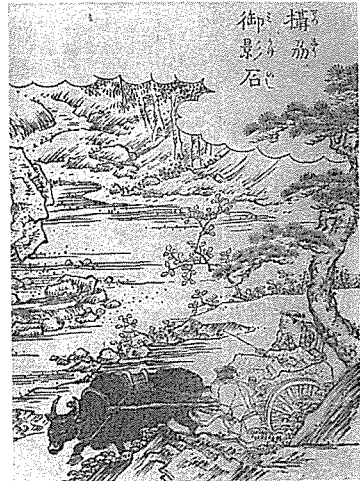


写真 96 御影石の運搬
(¹日本山海名産図会)

ことが知られる。

次に、この時にどのような事柄が協定されたのかみてみよう。

- (1) 普段車で出す石は、柱下居石・屋根石・路次石・飛石・くり石・庭石の分である。
- (2) 一輛に二つ積むくらいの石は、出してもよい。四分六分や七分の大きさの石もよい。しかし大小の石を二つ積み入れて出してはいけない。
- (3) 長さ二尺五寸より三尺まで、幅一尺までの溝石・溝蓋石作で運び込まれたならば、石場役人に届け、その指示を受けること、大石を一切割ってはいけない。
- (4) 茄子割石（なしわり石、二つに大きく割れた石のこと）で運び込まれたならば、石場役人に届けること、茄子割石でも車に一つ積の分は、出してはいけない、人持ちよりも大きな石は一切出してはいけない。

し、仲間外の石車の使用を禁止することを協定している。この史料には、石車が住吉村（二一四輛）・郡家村（九輛）・河原村（二輛）・大石村（二輛）・魚崎村（一輛）・野寄村（三四輛）・芦屋村（四五輛）・西宮町（六輛）・西宮新田越木岩（二輛）に、総数二二五輛あったことが記されている。石車の数の最も多いのは住吉村で、全体の約五割を占めていた。また、住吉川流域だけでなく、芦屋川や夙川流域でも御影石の切出しが行われていた

(5) 手水鉢になる石は、出してはいけない。

(6) 川除や田地の溝になるような石は、出してはいけない。

とあり、車に二つ載せることのできない大きな石や、川除や灌漑用の溝に使う石は、通常の場合出荷せずに、小割の礎石や屋根石・くり石等だけを出荷するように定められている。

出荷後の石の海上輸送についてみれば、宝暦十二年八月に大坂石船持中より魚崎村役人に対し、石荷物を仲間外に直積しないように申し入れ、それを了承するか否かを返事すること、および木津川口(薩摩屋平八)と安治川口(名田屋藤兵衛)の石船積替支配人の名前を知らせて来ている。明和八年十二月の魚崎村の船持中から同村の船頭中への差入証文によれば、普請石を直売・直着することは禁止されていること、野寄村の四郎兵衛がこの旨に違反したこと、そして今後、普請石の直売・直着はしないことを約定している。

これらのことから当時大坂石船持仲間が大坂廻着の普請石の取扱いについての独占権を持っていたことが知られる。つまり御影石は、住吉村・野寄村から石車で御影村・魚崎村に運ばれ、そこから石船や渡海船によって大坂の木津川口・安治川口に運ばれ、そこで大坂の石船に積み替えられ、大坂市中の石問屋に納入するという、流通ルートが確立していたのである。

御影・魚崎 寛政十二年(一八〇〇)十一月十四日に魚崎村の渡海船・小廻船の所有者たちが、住吉村からの廻船争論

の石荷物の一部を御影村から分けてほしい旨を、代官木村周藏に願い出ている。この願書によれば、春から秋にかけて野寄村からの石荷物や絞り油・絞り粕を大坂に運び、秋末から冬にかけては当村酒造家の仕込米を大坂・兵庫・播磨辺から運んで渡世してきた。しかし、野寄村からの出荷物が減少し、難

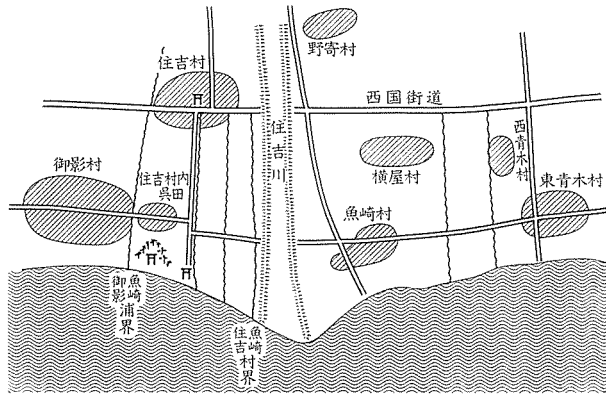


図 25 魚崎村御影村浦境略図

洪している。については、魚崎村が浦支配を行っている住吉村の荷物が全て御影村に行っているが、そのうち毎日五、六艘分だけ魚崎村に回してほしいというのである。

この時、魚崎村はその理由として、

- (1) 住吉村の浦支配を魚崎村がしていること、
 - (2) 従来大坂の石問屋の注文を魚崎村からも受け継ぎ、相対をもつて買入れ、積入れを行ってきたこと、
 - (3) この夏から住吉村の石稼ぎの者と御影村の船持とが申し合わせ、魚崎村から割石を買いにいかけても売ってくれないこと、
 - (4) 御影村が、魚崎村の支配浦である住吉村の浜先を利用していること
- 等をあげている。

この魚崎村の願いに対し、代官は、御影村の者を呼び出して申し聞かせるので待っているようにとのことであった。しかし、その後代官から何の音沙汰もなかったため、再び魚崎村は、享和二年（一八〇二）二月十五日に同様の趣旨で、代官に口上書を提出した。役所の元締池田富右衛門は、この件に関してはすでに御影村の庄屋を呼び出し、その旨を申し聞かせ、御影村船持中からも返答書が差し出されたので、その問題は双方の対談で落着いたものと思っていたが、まだ申し立てを行いた

ければ重ねて願書を提出するようにと指示した。

魚崎村ではあらためて御影村と折衝したが、進展はみられなかった。そこで、享和二年四月十三日に魚崎村の渡海船持と小船持とは、御影村の渡海船持・小船持を相手にして、魚崎村の支配浦である住吉村の浜に出される石材や絞り油・絞り粕などの荷物は、以後当方へ無断で積み出すことのないよう御影村へ命ぜられたいという趣旨の訴状を提出した。魚崎村ではこの根拠として、村方支配浦へ出された荷物は、すべて当該支配村の船持が積み出すというのは、武庫郡鳴尾村より八部郡二ツ茶屋村まで一ニカ浦の申合せであると主張した。

役所はこの時も、両村での対談を指示したが、御影村の石船・小船持惣代からも、住吉村浜出しの諸荷物は、数百年來御影村で積み出して来たもので、先年よりは住吉村の年貢米運送も引き請けており、一ニカ浦仲間の為取替証文もあるとする返答書が出されて、両村の主張は真向から対立した。こうして対談は一向に進捗せず、結局八月初旬には役所での両村対決の審議にもつれこんでいる。

この過程で魚崎村は、住吉村の浜から荷物を積み込んでいたという証拠の提出を命ぜられているが、論争はむしろ住吉村浜の支配はどちらの村かということをめぐる行われ、魚崎村は自村支配であることを強く主張している。

審議の結果は、荷主である住吉村の了簡次第で双方いづれの船で運送してもよいということになったが、魚崎村としては、住吉村と御影村との従來の結びつきの深さから、自村の立場が不利にならないよう考慮して、役所よりこの結果を直接住吉村に申し渡してほしいと主張し、御影村もこれに応じたので、八月二十六

日には住吉村が役所へ召喚された。

このように、荷主である住吉村までまき込んでの訴訟に発展していったが、結局、住吉村と御影村との従来の商慣行を崩すことができず、その後も、文化末年、文政初年と二度にわたって訴訟を繰り返したが、魚崎村の主張は実現しなかった。